

提言

いまこそ「包摂する社会」の  
基盤づくりを



平成26年（2014年）9月8日

日 本 学 術 会 議

社会学委員会・経済学委員会合同

包摂的社会政策に関する多角的検討分科会

この提言は、日本学術会議社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会での審議結果を取りまとめ、公表するものである。

日本学術会議社会学委員会・経済学委員会合同包摂的社会政策に関する多角的検討分科会

委員長	武川 正吾	(連携会員)	東京大学大学院人文社会系研究科教授
副委員長	阿部 彩	(連携会員)	国立社会保障・人口問題研究所社会保障応用分析研究部長
幹事	久本 憲夫	(連携会員)	京都大学公共政策大学院教授
幹事	須田 木綿子	(連携会員)	東洋大学社会学部教授
	大沢 真理	(第一部会員)	東京大学社会科学研究所教授
	井上 英夫	(連携会員)	金沢大学名誉教授
	岩田 正美	(連携会員)	日本女子大学人間社会学部教授
	笹谷 春美	(連携会員)	北海道教育大学名誉教授
	二木 立	(連携会員)	日本福祉大学学長・教授
	西村 周三	(連携会員)	医療経済研究機構 所長

本件の作成に当たっては、以下の職員が事務を担当した。

事務局	中澤 貴生	参事官 (審議第一担当)
	渡邊 浩充	参事官 (審議第一担当) 付参事官補佐
	石部 康子	参事官 (審議第一担当) 付専門職

# 要 旨

## 1 問題意識

日本の社会保障制度は、一定の成熟に至ったものの、多様に変容する社会の現状に対応できず多くの側面に綻びが生じている。すなわち、少子高齢化といった人口構造の変化、単独世帯の増加といった家族形態の変化、生涯未婚者の急増や離婚の増加に反映されるライフスタイルの多様化、労働市場の二極化と非正規雇用の増大など、社会は多様に変容している。これに伴い、格差の拡大と生活困窮者の増加、貧困の世代間連鎖、コミュニティや家族の絆の弱体化と社会的孤立など、これまでの日本の社会政策では想定されていなかったさまざまな問題が顕在化している。

これに対して現状の政策とその改革の方向性は、経済成長が社会の末端にまで恩恵をもたらすことを、依然として前提しており、上に挙げたような新しい社会経済状況に対応できていない。また既存の社会保障制度も、そのセーフティネット（安全網）機能の不全ないし低下が懸念されながら、厳しい財政的制約のもとで機能強化は容易ではない。

欧州連合を始めとする他の先進諸国においては、現金給付を主要な手段として貧困を緩和する従来の社会政策から、より社会的統合とすべての人の社会参加といった社会的包摂を目的とする社会政策への転換が行われている。貧困緩和政策においては、貧困が発生する要因は所与のものとし、発生した貧困者に最低限度までの生活費を支給したり、職業訓練などによって貧困者自身の変容を求めていた。これに対して社会的包摂政策は、すべての個人がそれぞれの潜在能力を発揮できるように社会のありようを変容させようとする。

他の先進諸国の経験を参照しつつ、本分科会は、社会政策の基盤に社会的包摂の概念を基盤に据えること、なかでも急がれる具体的改革の項目を提言するものである。

## 2 社会的包摂を基盤に据えた社会政策が必要とされる理由

今後の日本において、「社会的包摂（Social Inclusion）」を社会政策の基本概念とし、すべての人が潜在的に有する能力をフルに発現できる社会（包摂する社会）を構築することが不可欠である。その理由は、以下の3つである。

第一に、日本の労働力人口が減少することがほぼ不可避である中で、経済や社会の機能を維持・発展させるためには、国民一人ひとりがかけがえのないメンバーとして社会参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境を整備することが必要である。女性、高齢者、家族の育児や介護を抱える個人、障害や疾病を抱える個人、外国人などの人々は、「社会的弱者」とみなされることもあるが、その多様な経験を通じて貴重な資源とも言うべきものを有する人々でもある。すべての人が、社会に貢献できるように社会の仕組みを変えていく必要がある。

第二に、社会的包摂の概念が、日本における有償・無償の労働の質の問題に直結するからである。欧州における社会的包摂政策の中心は雇用促進であるが、日本においてはワーキング・プア（働いていても所得が貧困基準以下の人々）や長時間労働など、労働の「質」の問題が存在し、働くことが社会的包摂を意味していない。労働政策に社会的包摂の概念

を組み込むことは、特に日本の文脈において重要である。

第三に、財政事情が厳しい中でこそ、国としてのプライオリティを確認し、どのセーフティネット機能を堅持し充実すべきなのか、国民的合意を練り上げる必要がある。その際に、社会的包摂は目指すべき社会の基礎概念となり得る。現在は、国民の多くが漠然とした不安と政府に対する不信感を抱えており、そうした不安と不信感を払しょくするためには、政策の直接の影響を受ける当事者や、政策運営の担い手となる行政やNPO法人などの関係者をも含めた国民的議論の場を設け、将来の社会像を明確に共有することが不可欠である。

### 3 提言の内容

これらを踏まえ、当分科会は、以下を政府に対して提言する。

#### (1) 社会的包摂を社会政策の基礎理念として位置付けること

政府は、既存の税制や社会保障制度の枠組みにとらわれず、すべての人の社会的包摂を目的とする基本的な社会的包摂戦略を策定すべきである。

#### (2) 貧困および社会的排除に関する公的統計の整備

貧困と社会的排除の指標を策定している諸外国の例に鑑み、相対的貧困率を始めとする貧困と社会的排除の公的指標を策定し、定期的に調査を実施、結果を公表すべきである。

#### (3) 政府の再分配機能の改善

我が国における税・社会保障制度の累進度が他の OECD 諸国と比較しても著しく低いことに鑑み、これを改善することを求める。(2)にも挙げた相対的貧困率の削減を数値目標として掲げることはその出発点となるだろう。特に、子どもの相対的貧困率の削減は喫緊の課題であり、児童手当や児童扶養手当の拡充などの具体案を早急に検討すべきである。

#### (4) 包摂的な政策のグランドデザインをする常設機関の設置

本分科会による 2009 年提言にあるように、税のあり方なども含め、社会保障を始めとする社会政策を継続的かつ包括的に調査審議するために、内閣総理大臣のもとに新たに恒常的な調査審議機関を設置する必要がある。その際には、旧社会保障制度審議会のように調査審議を行う任務・権限を与えられること、また、制度の直接の影響を受ける当事者の参加を得ることが必要である。

#### (5) 労働法におけるコンプライアンスの徹底

労働市場ルール（労働法）が確実に守られるように、法令違反に対して行政は毅然とした態度をとり、またそれを担保する十分な体制（人員・予算）を築く必要がある。

特に、ワーキング・プアおよび共稼ぎ貧困の状況は、早急に対処されるべきであり、

最低賃金の順守が厳密に担保される体制を築いたうえで、最低賃金を円滑に引き上げることが望まれる。

## 目 次

1	はじめに	1
(1)	本提言の問題意識と課題	1
(2)	社会的包摂とは	2
2	現状および問題点	4
(1)	人口の少子高齢化と世帯類型の変化	4
(2)	家族の負担の増加	4
(3)	労働の「質」の劣化	5
(4)	貧困の拡大	5
(5)	健康の不平等	6
(6)	社会的孤立の蔓延	6
3	社会政策の現状と課題	7
(1)	国際比較の視野の中で	7
(2)	社会政策の緊急的な課題	9
4	社会的包摂を基盤とする社会政策を—レジリエントな社会の構築へ—	12
5	提言	14
(1)	社会的包摂を社会政策の基礎理念として位置付けること	
(2)	貧困および社会的排除に関する公的統計の整備	
(3)	政府の再分配機能の改善	
(4)	包摂的な政策のグランドデザインをする常設機関の設置	
(5)	労働法におけるコンプライアンスの徹底	
	<用語解説>	16
	<参考文献>	19
	<参考資料1>包摂的社会政策に関する多角的検討分科会審議経過	22
	<巻末図表>	23

## 1 はじめに

### (1) 本提言の問題意識と課題

1990年代以降、日本社会は急速に変容している。かつては、「1億総中流」と言われた時代もあったものの、所得格差が拡大し続けており、ジニ係数は1981年の0.3491から2011年には0.3885に上昇した[1]。この値は、国際的にみても高い数値であり、OECD諸国34ヶ国の中では上から8位の高さにある(2009年値[2])。相対的貧困率(世帯人数で調整した世帯所得が、社会全体の中央値の50%に満たない世帯に属する人の割合)は、12.0%(1985年値)から16.1%(2012年値)に上昇した[3](巻末図1)。

所得格差や貧困の広がりや、単に経済の長期的な停滞によるものとは言えない。1980年代後半には国内総生産(GDP)の名目成長率が年率5%を超えており、近年では2002年から2007年にかけて73か月間に渡って景気が拡張した。しかし、そうした経済成長のもとでも貧困率は上昇し続けた。経済が成長しても、社会の恵まれない層にはその恩恵が行き渡らなくなったのである。

家族の形の変化も著しく、2010年においては単独世帯(一人暮らし)が、「夫婦と子世帯」を抜いて、日本社会において最も多い世帯類型となった。生涯未婚率は、男性では20.14%、女性では10.61%となった[4](巻末図2)。「結婚—育児」といった典型とされてきたライフコースを歩まない個人が増え、好むと好まざるとによらず、一生、家族を形成しない個人が増加している。これまでの日本の社会保障制度において「標準世帯」とされてきた「夫婦と子ども2人で構成され、有業者が世帯主1人のみ」の世帯は、もはや、世帯主が20-69歳の世帯の5.5%に過ぎない[5]。

このような中で人々の孤立化が問題となっている。一人暮らしの高齢男性の16.7%は他者との会話の頻度が「2週間に1回以下」であり[6](巻末図3)、また、勤労世代においては、全国で推計91万人の人々が家族も含め誰とも「1週間に数回以下」しか会話をしないと報告がある[7]。誰にも看取られることなく亡くなるといった「孤立死」も社会問題化してきた。

こうした中期的変容を背景としつつ、2008年9月から09年初めにかけて、いわゆるリーマン・ショックを引き金とする世界金融経済危機が起こった。2000年代の日本経済の成長は、もっぱら自動車関連や電子部品・デバイスなどの一部の品目の輸出に依存していたため、それらの貿易が崩落したことに伴い、主要先進諸国で最大のGDPの落ち込みを経験した。製造業務への派遣労働者などを中心に大量の雇止めが発生し、一挙に職場とともに住居を失う人が続出したことから、日本社会における雇用や居住の保障がいかに脆弱なものであるかが露わとなった。これらを受け、本分科会においては2009年6月25日に「経済危機に立ち向かう包摂的社会政策のために」と題する提言を取りまとめたところである。

同提言では、「当座の問題に対処する緊急対策を重ねるにとどまることなく、中長期的視点を併用して、日本の社会保障・雇用政策を根本から総合的に立て直す方向で検討する」必要性を訴えている。そして、具体的には、(1)社会政策の総合的な立案に資する調査審議機関の設置、(2)総合的な政策立案の情報インフラとなる統計の整備、(3)行

政機関のより密接な連携の必要性、(4)包摂的社会政策の焦点となる具体的な留意点を提言した。

しかしながら、現に施行されている政策、および模索されている改革の方向性は、経済成長が社会の末端にまで恩恵をもたらすことを暗黙のうちにも前提とし続けており、上に挙げたような新しい社会経済状況に対応できるものではない。また、もはや慢性的になった厳しい財政的制約の中で、既存の社会保障制度のセーフティネット（安全網）機能にも綻びが目立つ。

このような現状を踏まえ、本提言は、「社会的包摂（Social Inclusion）」を基本概念とした社会政策を通じて、すべての人が潜在的に有する能力をフルに発現できる社会（包摂する社会）の構築に向かう必要があること、なかでも急がれる具体的改革の項目を提言するものである。合わせて、包摂する社会は、災害や経済危機などの危機に対しても強靱で回復力があるという意味でレジリエントであるという点につき、政府の報告書や最近の災害研究による分析を参照する。

## (2) 社会的包摂とは

社会的包摂（Social Inclusion）は、社会的排除（Social Exclusion）と対になる概念である。二つの概念は、1970年代にフランスに発祥し、その後、ヨーロッパ諸国を始め、欧州連合、国際連合などの国際機関において社会政策の基礎的な理念として確立してきた。

社会的排除の概念が、これまでの貧困の概念と異なる点は、それが、ただ単に個人の所得や資源の不足を問題視しているのではなく、社会参加や人との繋がり、社会制度への加入、健康や教育、政治的発言力など、人々と社会との関係性において不利な立場に置かれている個人やグループが存在するという、社会のあり方に注目している点にある。すなわち、社会的排除とは人々が当該社会において差別され、人間としての基本的な生活を営むための人権が侵害・剥奪されている状態であると理解できる。社会的排除の理念を政策の現場において最も実用化した欧州連合では、社会的排除を以下のように定義している：

「社会的排除は、過程と結果としての状態との双方を指すダイナミックな概念である。〔中略〕社会的排除はまた、もっぱら所得を指すものとしてあまりにしばしば理解されている貧困の概念よりも明確に、社会的な統合とアイデンティティの構成要素となる実践と権利から、個人や集団が排除されていくメカニズム、あるいは社会的な交流への参加から個人や集団が排除されていくメカニズムが有する多次元的な性格を浮き彫りにする。それは、労働生活への参加という次元をすら超える場合がある。すなわちそれは、居住、教育、保健、ひいては社会的サービスへのアクセスといった領域においても感じられ、現れるのである。」（欧州委員会 1992）



貧困がある「状態」を表すのに対し、社会的排除概念は個々人が社会から排除されていく「プロセス」に注目する。また、個人やコミュニティの「社会関係資本 (social capital) 」として注目され研究されてきた側面、すなわち社会的ネットワークの多寡や社会の諸制度の利用(参加)に目を配る。例えば、所得があっても孤立しているケースは存在し、いったん所得を喪失すれば深刻な困難に陥りかねないからである(脆弱性)。

19世紀的な貧困観においては、貧困が個人の怠惰や浪費といった道徳的な問題に起因すると捉え、貧困の社会経済的な要因については不問であった。貧困の社会経済的要因が認識されるようになり、両大戦間期の大量失業が民主主義そのものを脅かすという経験をへて、大量失業を防止し、社会保障を通じて貧困を解消することが、政府の責務とされるようになった(「福祉国家」)。その場合にも、失業や傷病、老齢退職などにより、放置すれば貧困に陥りかねない個人に、社会保険を主たる手段として、最低限度までの所得を給付するという方法が取られ、国家はその意味で受け身だった。これに対して社会的排除に対する政策においては、社会がどのようにその個人を貧困に追い込んだのかという「排除をする側=社会」の仕組みや制度を問題視するため、貧困状況が顕在化する以前から支援することが課題となる。

このような理解のもと、国際的には、貧困に対する政策から社会的排除に対する政策、すなわち、社会的包摂政策に変換する動きが高まっている。欧州連合(EU)は、1997年のアムステルダム条約において、社会的包摂を主要目標と位置付け、2001年には社会的排除と貧困の共通指標18項目を策定した。また、2010年に採択された「欧州2020戦略(Europe 2020)」では、「相対的貧困または社会的排除の状況から2000万人以上を脱出させる」ことを政策目標として掲げており、「包摂的な成長(Inclusive Growth)」というスローガンのもとに社会的包摂政策を推し進めている。

日本においても、包摂的な考え方は早くから受容されていたものの、それを明示的に具現化した政策はなく、社会的包摂が日本の社会政策に根付いたとは言えない状況にある。2011年1月には、総理大臣直属の組織として、「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが設置され、同年4月には、特命チームの政策を具体化する実働部隊として、内閣官房に社会的包摂推進室が設立された。また、5月には、「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」と題する基本方針が決定された。しかし、社会的包摂推進室は、2013年1月に廃止されている。

## 2 現状および問題点

### (1) 人口の少子高齢化と世帯類型の変化

周知のように、日本の人口の少子高齢化はますます進行しており、65歳以上の高齢者が人口に占める割合（高齢化率）は、平成22（2010）年の23.0%から平成47（2035）年には33.4%に上昇すると推計されている[8]。一方、15歳未満の子どもが人口に占める割合は、平成22（2010）年の13.1%から、平成37（2025）年には11.0%に減少すると推計される[8]。日本の総人口も減少過程に入っており、平成22（2010）年の1億2,806万人から平成47（2035）年には1億1,212万人、平成60（2048）年には1億人を割り、9,913万人になると推計される[8]。

家族構成の変動も激しい。単独世帯が総世帯数に占める割合は、平成22（2010）年には32.4%となり、すでに「夫婦のみ世帯」「夫婦と子世帯」「その他世帯」を超えて最も多い世帯類型となっているが、平成47（2035）年にはその割合は37.2%まで上昇すると推計される[9]（巻末図4）。世帯主が75歳以上の世帯に限ると、単独世帯の割合は2010年の36.8%から、2035年には39.7%に上昇すると見込まれている[9]。この割合は、他の先進諸国と比較すると、必ずしも高いとは言えない<sup>1</sup>。しかし、日本では育児や高齢者の介護などが同居家族によって担われている割合が高いことを勘案すると、人口と世帯の動態からは、家族に代わって社会保障制度などが今後担うべき扶養や育児・介護の役割の大きさが示唆される。

単独世帯の増加の背景には、結婚行動の変化がある。前述したように、生涯未婚率（50歳時点で一度も結婚をしたことがない人の割合）は、2010年には男性20.14%、女性10.61%であったが[4]、2025年には男性28.5%、女性20.8%となることが予測されている[10]。すなわち、結婚して家族を形成するというライフコースを選択しない人が増加しつつあり、「標準世帯（夫婦と子2人）」といった一つの典型では人々のライフコースを描写することができなくなっている。

### (2) 家族の負担の増加

人口構造がこのように変化するなかで、家族が担う負担は増加しつつある。子どもを抱える世帯の中では、核家族が増加しているが、育児の負担は依然として母親に集中しており、経済活動における女性の活躍を阻んでいる。また、片働き世帯を可能とする経済的基盤が弱まることにより、女性の就労希望が増加しているにもかかわらず、社会における育児・介護と就労との両立支援が不十分である。平成25年10月時点における保育所の入所待機児童数は約2万人となっており[11]、保育サービスの供給不足が母親の就労の妨げとなっている。また、子ども数が減少しながらも、老親の介護の負担が勤労世代に大きくなるのしかかっている。介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）への入居を待つ高齢者は52万人を超え[12]、民間介護施設は費用の問題などにより入所が容易な状態にはない。公的介護保険制度の整備によって、在宅介護という選択肢が用意されて

<sup>1</sup> 単独世帯の割合、2010-11年。ノルウェー39.7%、イギリス28.9%、ドイツ40.4%、フランス34.4%、アメリカ32.9%など[9]。

いるものの、在宅介護における家族の負担は依然として重く、その影響は女性と男性の両方に及んでいる。介護を理由とする離職者は年間 10 万人を超えており[13]、介護の過度な負担は高齢者に対する虐待などに繋がることもある。高齢者の養護者による虐待は 2011 年度には 2 万 5636 件とされ、増加傾向にある[14]。

### (3) 労働の「質」の劣化

一方、労働市場においては、労働の二極化が進んでいる。よく知られるように、非正規労働者は全労働者の 38.2%を占め、女性においては全労働者の半数を超える 57.5%となっている[15]。ワーキング・プア（現在働いている人の中で世帯員全体の合算所得が貧困基準を下回る人）は、現役世代の総人口の 8~9%と推計されており[16、17]、第 4 章でも述べるように、貧困が、失業者の問題というよりもワーキング・プアの問題であることは、日本の貧困の特徴の一つである。

また、労働の「質」のもう一つの問題が、長時間労働である。我が国の労働法制は企業が従業員を残業させることに対して、抑制的ではなく促進的である。終業 15 分前に命じられた残業を拒否したことが解雇事由となる、という判例がある（「日立製作所武蔵工場事件」最高裁判所第一小法廷 平成 3 年 11 月 28 日）。このように、残業をさせることが単に企業にとって権利とされるだけでなく、人件費という観点からも割安となっている。それは超過勤務手当の割増率の基準となる 1 時間当たりの賃金に、賞与や社会保険料の企業負担部分、退職金引当金などが全く含まれていないことにもよる。

さらには、「名ばかり管理職」問題など労働時間規制を逃れようとする企業も一部には見られる。我が国では長時間働く労働者の割合が多いと言われてきたが、子育て世代である 30 歳代から 40 歳代は特にその比率が高い[18]。

総じて日本の労働市場においては「下への競争」が展開されており、人々に生活不安をもたらしている。それはストレスの高まりと相まって精神的にダメージを受ける人々を増やしている。また、生活にゆとりのない人々が増えると、経済的社会的な排除を増加させてしまう。これは、健康への影響による医療費の増大、社会的孤立の増大、社会不安の拡大など社会的費用となることはもちろん、企業にとっても由々しき問題である。

### (4) 貧困の拡大

「1 億総中流」と言われた時代から、日本は大きく変わった。前述したように、所得格差を表すジニ係数は、1981 年の 0.3491 から 2011 年の 0.3885 まで上昇した。より懸念されるのは、貧困率の上昇である。1985 年から 2009 年にかけて相対的貧困率は 12.0%から 16.1%に上昇したが、上記のようにこの間、景気がよい時期においても貧困率は上昇しており、貧困の増加が単に景気の動向に左右されるものではなく、より構造的な問題であることが示唆される。かねてより、貧困線周辺に停滞する「ボーダーライン層」の存在が指摘されていたが、近年の貧困は長期化・固定化する傾向が強まっていることも懸念される [19]。

中でも最も上昇のペースが速いのが子どもの貧困率であり、1985 年の 10.9%から、2012

年には 16.3%となっている[20]。子ども期の貧困が、成人してからの低賃金就労、健康悪化、生活保護受給などのリスクを高めることは、日本のデータによってもすでに確認されており[21、22]、いわゆる「貧困の世代間連鎖」が起こっている。

#### (5) 健康の不平等

格差の拡大、貧困の増加は、人々の健康を悪化させる要因ともなっている[23]。社会経済階層が低い人々は、そうでない人に比べて、うつ病の傾向、がんによる死亡率、脳梗塞による死亡率が高いことが、日本のデータを用いても立証されている[23]。現役世代において何らかの障害を持つ人口の割合は、OECD 諸国にて平均約 14%であり[24]、近年、特に懸念されるのが精神疾患である。OECD 諸国における、新規の障害給付の 2 分の 1 から 3 分の 1 が精神疾患によるものと言われている[25]。日本にても、過去 3 年間でうつ病など心の病が増加していると回答した企業が 56%にのぼるなど[23]、精神疾患の増加が懸念される。

#### (6) 社会的孤立の蔓延

このような中で、上記のように人々の孤立化が社会問題となっている。他者との会話などの交流が著しく少ない、社会活動をまったく行っていない、困った時に頼れる人が誰もいないなどの社会的孤立のリスクは、特に、低所得層や、子ども期に貧困に育った人々において高く[7]、社会経済的な不利の蓄積が、人間関係の希薄さに繋がるようになってきている。社会的孤立は、社会的排除の究極の姿であり、社会との絆が切れてしまっている状況においては、社会参加や社会貢献が極めて困難となる。

### 3 社会政策の現状と課題

日本においても、社会的包摂の概念がまったく社会政策に取り入れてこられなかったわけではない。2002年には社会福祉の基礎構造改革のうち地域福祉推進の理念の1つとして「共に生きる社会づくり（ソーシャル・インクルージョン）」が挙げられた[26]。また2009年には麻生太郎内閣のもとで、「安心社会実現会議」の報告書が、「年齢性別を問わず社会に参加し、挑戦できる社会」をその理念として掲げている[27]。さらに、「一人ひとりを包摂する社会」特命チームが官邸内に設置され（2011年1月）、「社会的包摂政策を進めるための基本的考え方」と題する基本方針が決定された[28]。

#### (1) 国際比較の視野の中で

しかし、日本の社会政策を国際比較の視野に置くと、憂慮すべき現状が明らかになる。2000年代末ともなると、日本の公的社会支出（国民にとっては給付）の対GDP比は、OECD諸国の平均値に近づいてきたが、政府の歳入（国民にとっては負担）では、依然としてOECD諸国で最も「小さな政府」である（国際比較のためのデータが整っているのは、2000年代末までであるが、最近になって大きな変化が生じたとは考えにくい）。

負担と給付の規模以上に重要なのが、その累進度である。税負担ないしタックス・ウェッジ（税と社会保障負担から社会保障現金給付を差し引いた純負担）が累進的であるとは、所得総額が大きいほど負担率が高くなること、または、ある所得レベルから所得がわずかに増えた場合に、その増えた所得にかかる負担の率（限界負担率）が、所得総額の負担率（平均負担率）より高いことをさす。負担が高所得者にとって相対的に重く、社会保障現金給付が低所得者に集中しているなら、累進度が高くなる<sup>2</sup>。OECDの『タクシング・ウェイジズ』2013年版によれば、政府による所得再分配（個人所得課税およびタックス・ウェッジ）の累進度では、日本はOECD諸国で最も低い部類に入る[29]（巻末図5、図6）。ただしデータの性質上、これは雇用者（の世帯）の状況である。

正規雇用者の解雇からの保護が日本では強いといわれることがあるが、OECD諸国では中位より弱い程度である[2]。フルタイム雇用者のうち最も賃金が低い10%（賃金収入第1十分位）の賃金水準を国際比較すると、アメリカ、カナダ、日本で低く、この3か国と韓国では制度的な最低賃金の水準も低い[30: Figure Box 3.4]。第1十分位ではフルタイムで働いてもすっぽりと貧困層に入るレベルである。しかも日本では、パートタイム雇用者の時給がフルタイム雇用者よりも30-40%も低い。格差が縮小しないまま非正規化が進み、労働費用も事業主の社会保障拠出率も、国際的に見て日本では高くはない[2]。最も貧しい20%（所得第1五分位）の負担と給付を見ると、デンマークやスウェーデンでは、負担は重いが給付が断然厚く、アメリカ、イタリア、韓国などでは負担は薄く給付も薄い。これに対して日本では、給付は薄く負担は軽くないのであり[31]、低所得者が最も冷遇されている国といってよい。

<sup>2</sup> OECD *Taxing Wages 2013* [29]では、「平均税率累進度（average-rate progression）」を指標として、OECD諸国の所得税、およびタックス・ウェッジの累進度を測定している。

大多数の国では年金制度が公的社会支出において最大の比重を占め、日本でもその伸びが著しい。年金給付費の対 GDP 比が 10%を超えるのは、イタリア、フランス、ギリシア、ドイツなどである。それらの諸国には、年金給付費のうち遺族年金給付が占める比率が高いという特徴があり（ギリシアでは早期引退年金も）、日本もこれに準じている[2]。一般に遺族年金の受給者の大多数は女性であり、日本の遺族年金制度は女性に対して諸外国以上に寛大な給付を行う一方、男性は受給資格をほとんどもたない。遺族年金の比率が高くなるのは、女性が労働市場に参加して自分自身の有効な年金権を形成することが容易でない、という事情を反映すると考えられる。そうした事情はまた、年金給付費を嵩ませるのである。

2000 年代後半において日本の年齢階級別の貧困率は、子どもを別として、アメリカとほとんど重なるようになった[2]。市場所得レベルの数値が急上昇し、貧困削減率の上昇がそれに追いつかない状態が続いて、可処分所得レベルの数値が上昇してきた。貧困削減率とは、市場所得レベルの貧困率と可処分所得レベルの貧困率の差を市場所得レベルの貧困率で除した値である<sup>3</sup>。ワーキング・プアにとどまらず、労働年齢人口で「共稼ぎでも貧困」の特徴があるのは、日本のほか、アイスランドとトルコである[32]。日本では単に貧困削減率が低いだけでなく、世帯主が労働年齢（18-64 歳）の世帯に属する人口のうち、成人が全員就業する世帯にとっては貧困削減率がマイナスとなる。共稼ぎ世帯や働くひとり親に対して、政府による所得再分配がかえって貧困を深めるのである。一方「男性稼ぎ主」（カップルの 1 人が就業）世帯にとってはプラスの削減率になっており、鮮明なコントラストをなしている[30: Figure 3.9]。

2000 年代後半に関して OECD のデータが示す状況は、日本のより最近のパネルデータにもとづく研究によっても裏打ちされた。すなわち、2009 年から開始された慶應義塾大学を中心とする「日本家計パネル調査（JHPS）」を、駒村康平たちが分析した結果、2009 年の日本で、非正規雇用と非雇用就業（自営業主と家族従業者）の場合に、就業していても貧困に陥るリスクが高く、女性のほうが正規雇用の割合が低いことから、女性の貧困率が男性よりも高かった。しかも、就業者では当初所得（市場所得）レベルよりも可処分所得レベルにおいて相対的貧困率が高いこと、このマイナスの効果が社会保険料負担によって生じていたことが、判明した[33]。就業者にとっては、政府による再分配が貧困を深めているという状況であり、社会保険料負担の逆進性にその要因があることがうかがわれる。

総じて日本の税・社会保障制度は、貧困の緩和という課題にかんして逆機能していると言わねばならない。2000 年代半ば以来の日本は、人口が減少し、特に労働力人口の減少が憂慮される社会である。そのような社会で、成人が全員就業する「働き者」世帯の人々、子どもを生み育てる世帯の人々（子どもを含む）にとって、貧困削減率が極めて低だけでなく、マイナスになる場合もある。稼得して税・社会保険料を負担し、子ど

---

<sup>3</sup> 可処分所得は、政府による所得再分配（直接税と社会保障負担および社会保障現金給付）の結果であり、通常はこちらの貧困率が低くなる（再分配が貧困を削減する）。その差を市場所得レベルの数値で割ることで、所得再分配が貧困を削減する度合いを表章できる。

もを生み育てることが、いわば罰を受けるのであり、資源の使い方として極めて不合理である。

## (2) 社会政策の緊急的な課題

このように税・社会保障制度の総体が憂慮されるべき状況にあるが、中でも以下の5つは、緊急的な課題と考えられる。

### ① 社会的排除の状況にある人々への支援の乏しさ

社会福祉の現場は、経済的な困窮をはじめとする諸問題を抱えた人びとへの対応で、パンク状況にある。例えば、厚生労働省の委託事業として行っている「よりそいホットライン」(24時間対応電話相談)においては、毎日約3万件の電話がかかってくる中、3.5%しか繋がることができている[34]。

問題を抱える人々の多くは、経済的困窮に端を発する、疾病・障害、借金、孤立、引きこもり、児童虐待・DV、不安定住居、労働問題など、複合的な問題を抱えており、まさに社会的排除の状況にある。しかし、このような人々を支援するための包括的な窓口が存在しておらず、また、支援のメニューも揃っていない。2013年には、生活困窮者支援法が策定されたものの、これが機能するためには、「繋ぐ」ことができる多様な支援メニューが存在することが前提である。

### ② 子どものいる世帯の貧困

よく知られるように、日本における子どものいる世帯への所得再分配機能は諸外国に比べ極めて小さい[35]。そのため、子どもの貧困率が、政府の所得再分配前に比べて、再分配後に悪化していたことが指摘されている[36]。この逆転現象は2009年データでは解消していたものの、依然として再分配による貧困率の削減幅は小さく、その削減機能は世帯内にいる高齢者への年金給付によるところが大きい[37]。

このような状況の中で2013年に、「子どもの貧困対策の推進に関する法」が制定され、2014年1月に施行された。しかし、具体的な子どもの貧困対策については、今後策定される「大綱」によって定められることとなっており、現在の時点ではその方向性は明らかになっていない。子どもの貧困に抜本的に対応するためには、教育支援などの現物給付とともに、現金給付が不可欠であり、税・社会保障制度による再分配機能の改善が求められる。特に、母子世帯については、児童扶養手当などの社会保障給付が行われても相対的貧困率が50%を超えており[38]、福祉国家として恥ずべき状況にある。

巻末図6に表示される諸国のうち、子どもがいる有業のひとり親世帯の貧困率が低い国は、デンマークとオーストラリアであるが[39:381]、図示されるように両国の個人所得課税の累進度はさほど高いわけではなく、低い所得段階の間で累進度が高いのはタックス・ウェッジである。つまり、タックス・ウェッジのなかの社会保障の受払い(低所得層に対する社会保険料の減免、および子どもに対する現金給付)が高い累進度をもたらしている[29]。

### ③ 就労を通じた包摂の前提条件

有償の就労は、労働時間や賃金の面で適切な条件、および努力や貢献の承認を伴う場合に、人々にとって収入ばかりでなく自尊心と社会的威信の基盤となる。求職者に対して、まっとうな仕事（decent work）につけるような職業訓練の機会を保障するとともに、訓練期間に生計を維持できるよう支援することは、包摂の前提条件となる。

日本では、失業者のうち何らかの現金給付を受ける者の比率が諸外国に比べて低いと推測される。この背景には、男性では失業者のうち1年以上の長期失業者の割合が増えていること、女性では雇用保険を適用されない短時間雇用者の割合が増えていること、といった事情があると考えられる[39]。上述のようにリーマン・ショックに続く金融経済危機では、製造業務への派遣労働者などを中心に大量の雇止めが発生し、一挙に職場とともに住居を失う人が続出した。これを受けて2009年7月に臨時的に緊急人材育成支援事業（基金訓練）が発足し、2011年10月から求職者支援制度として恒久化された。「第二のセーフティネット」とも呼ばれる求職者支援制度が実施されてきた状況を見ると、同制度は一定の効果を挙げながらも、見込まれたニーズに対して利用率が低いという大きな課題を抱えてきたと考えられる。「第二のセーフティネット」の実をあげることは急務である。

### ④ ナショナル・ミニマムの揺らぎと人権保障

社会的包摂とは、言い換えればすべての人にあまねく人権が保障された状態である。特に社会保障・社会福祉による生活保障、教育、労働、健康、居住が、人権として無差別平等に保障されなければならない。この人権保障を内容および基準面で具体化する社会政策が、ナショナル・ミニマムである[40]。現在、このナショナル・ミニマムの保障が大きく揺らいでいる。生活保護制度を基底として、前述の各分野で、国・自治体の責任において重層的な安全網としてのナショナル・ミニマムを構築することが急務である。

### ⑤ 営利・非営利組織の役割の再検討

近年の社会政策の特徴として、中央政府から地方自治体および民間の営利・非営利組織に対して責任と権限の委譲が進んでいる。とりわけ民間組織は、実際の政策遂行のアクターとしてその重要性を増している。

社会福祉法人や医療法人などの民間非営利法人は、保健福祉領域で中枢的な機能を果たし続けているが、家族や既存の地域組織の包摂機能が低下する中で、それらを補う新たな協同性構築の担い手としては、NPO法人が注目されている。またNPO法人固有の機能として、仕事づくりと組み合わせでの就労支援など、未解決の社会的課題に対する新しいアプローチの提案・実行にも期待が寄せられている。しかし同時に、NPO法人の財政基盤や専門性の脆弱さ、既存の社会組織との連携の難しさなどが課題として指摘されて久しい[41]。規制のあり方にも検討が求められているが、これに対する見解は多様である。他の民間組織と同様の規制下におかれるためにNPO法人特有の柔軟性や機動力が



十全に発揮されていないという指摘もあれば[41]、NPO 法人に対する監督が不十分であったために生じたと思われる問題も報告されている（例：東日本大震災被災地の山田町）[42]。

一方この間、営利組織の機能についても見直しが進んでいる。営利組織の社会貢献機能は先進諸国において共通して注目されつつあり[43、44]、収益性を度外視して低所得者への支援を重視する営利組織の存在は、我が国でも観察されている[45]。貧困ビジネスへの関与など、営利組織が公共的課題に関わる際の危険性についても各国から報告が得られているが[46]、民間組織の行動は営利や非営利などの法人格に必ずしも規定されるものではなく、制度設計や行政の対応によって統制は可能であるとの議論もある[47、48]。

社会の変化とともに営利・非営利組織への期待は変わり、そのような環境変化に適応するように、営利・非営利組織も機能を変容させる。いわゆる官民協働の体制下で社会的包摂に関わる政策を推進するうえでは、営利・非営利組織の役割とそれらへの監督・支援のあり方について再検討することも重要な課題である。

#### 4 社会的包摂を基盤とする社会政策を—レジリエントな社会の構築へ—

今後の日本の社会政策においては、社会的包摂の概念を基盤に据えることが不可欠である。その理由は3つある。

まず、日本の労働力人口が減少することがほぼ不可避である中で、経済や社会の機能を維持・発展させるためには、国民一人ひとりがかけがえのないメンバーとして社会参加し、それぞれの持つ潜在的な能力をできる限り発揮できる環境を整備することが必要である。女性、高齢者、家族の育児や介護を抱える個人、障害や疾病を抱える個人、外国人などの人々は、「社会的弱者」とみなされることもあるが、その多様な経験を通じて貴重な資源を有する人々でもある。すべての人が、社会に貢献できるように社会の仕組みを変えていく必要がある。

第二に、社会的包摂の概念が、これまで見過ごされてきた日本における有償・無償の労働の質の問題を浮かび上がらせることができるからである。欧州では雇用政策が社会的包摂政策のなかに位置づけられているが、日本においてはワーキング・プア（働いていても所得が貧困基準以下の人々）や長時間労働など、労働の「質」の問題が社会的包摂を妨げる問題として理解されていない。有償・無償にかかわらず、働くことを通じた社会参加を社会的包摂の概念に組み込むことは、特に日本の文脈においては重要である。

第三に、財政事情が厳しい中で、社会保障制度の縮小も視野に入れなければならない現状においてこそ、目指すべき社会の姿を明確に打ち出し、いかなる側面のプライオリティを高め、どのセーフティネット機能を堅持するべきなのか、国民的合意を練り上げる必要がある。その際に、社会的包摂は目指すべき社会の基礎概念となり得る。

現在は、上に挙げたようなさまざまなリスクの拡大と同時に、社会保障制度の効率化などが議論されているために、国民の多くが漠然とした不安と政府に対する不信感を抱えていると思われる。そうした不安と不信感を払しょくするためには、政策の直接の影響を受ける当事者や、政策運営の担い手となる行政やNPO法人などの関係者をも含めた国民的議論の場を設け、社会的包摂を目指す将来の国家像を明確に共有することが有効である。そして、さまざまな形態の社会参加の保障と、生活を底支えするセーフティネット機能の強化に努めていくことが必要である。

では、社会的包摂は社会のレジリエンスとどのような関係にあるのだろうか。「100年に一度のツナミ」と呼ばれた2008-9年の金融経済危機によって、日本のGDPが主要先進国のなかで最も大きく落ち込んだことは、2009年の年次経済財政報告によって「衝撃的」と表現された[49]。同報告はその要因として、経済成長が少数の品目の輸出に過度に依存する構造になっていたことを指摘したが、2010年の年次経済財政報告は、財政による景気の自動安定化機能が低かったことにも注目した。歳入（税収と社会保障収入の合計）が累進的であれば、好景気の局面では歳入がGDPの増大以上に増えて景気の過熱を鎮め、不景気の局面では、歳入がGDPの減少以上に縮小すると同時に失業給付の増加などで歳出が増え、景気後退を緩和することで、安定化機能を発揮できる[50]。日本の歳入の累進度が低く、規模（対GDP比）も小さいことが、外生的ショックに対する日本経済のレジリ

エンスを損なっていたのである。

災害脆弱性に関しては、日本の若手のメディア研究者による分析結果が示唆に富む。すなわち、東日本太平洋沿岸部の自治体（原発立地自治体を除く）の1人当たり市町村民所得と地震・津波による死亡率にはマイナスの相関関係がある[51]。また、社会関係資本との相関について、アメリカの政治学者ダニエル・オールドリッチによる研究が注目される。すなわち、関東大震災や阪神・淡路大震災を含む3か国の4つの大災害にそくして、地域の社会的ネットワークないし社会関係資本の多寡が、災害後の人口回復の度合いと明確に相関していることが見出された（地域の社会関係資本の指標とされるのは、ボランティア組織の数や選挙での投票率、政治的集会やデモの頻度、地域の自治組織への参加、地元の冠婚葬祭への参加など）<sup>4</sup> [52]。さらに、オールドリッチと澤田康幸による東日本大震災の被災133市町村別死亡率の要因分析では、津波の高さと人口高齢化率のほかに社会関係資本の多寡が、死亡率を左右する要因だった（地域の社会関係資本の指標は、人口1000人当たり犯罪件数）[53]。

以上の分析からは、包摂する社会が、災害や経済危機などの危機に対しても強靱で回復力があるという意味でレジリエントである、という論点が浮上する。今後、社会科学の多様な分野で検討が進むことが期待される。

---

<sup>4</sup> なお、同質的な人びとの内部の結束型（ボンディング）のネットワークよりも、異質な人びとやグループをつなぐブリッジング型のネットワークや、地域外とリンクするネットワーク（リンキング型）が豊富な場合に、回復力も強くなるという[52]。

## 5 提言

以上を踏まえ、当分科会は、以下を政府に対して提言する。

### (1) 社会的包摂を社会政策の基礎理念として位置付けること

政府は、既存の社会保障制度の枠組みにとらわれず、すべての人の社会的包摂を目的とする基本的な社会的包摂戦略を策定すべきである。

### (2) 貧困および社会的排除に関する公的統計の整備

貧困と社会的排除の数値目標を策定している諸外国の例に鑑み、貧困と社会的排除の公的指標を策定し、定期的に調査を実施、結果を公表すべきである。公的指標としては、相対的貧困率が既に公表されているが、これのみならず、性別、年齢層別、世帯類型別、地域別などの属性別貧困率や、固定貧困線を用いた貧困率、また、欧州連合などで公的指標として採択されている剥奪指標など、幅広い指標を検討し、必要であれば公的統計調査として継続的にそれらを測定できるように整備すべきである。

### (3) 政府の再分配機能の改善

我が国における税・社会保障制度の累進度が他の OECD 諸国と比較しても著しく低いことに鑑み、これを改善することを求める。税率や社会保険料を個別に改訂したり、整合性なく控除を設けるだけでは、税・社会保障制度の全体としての累進性の回復はおぼつかない。一つの手段は、(2)にも挙げた相対的貧困率の削減を数値目標として政策に掲げることである。特に、子どもの相対的貧困率の削減は喫緊の課題であり、早急に、再分配機能を OECD 諸国の平均並みとするべきである。そのためには、児童手当や児童扶養手当などの子どもがいる世帯に対する現金給付を拡充することが不可欠であり、その検討を始めるべきである。

### (4) 包摂的な政策のグランドデザインをする常設機関の設置

本分科会による 2009 年提言にあるように、税のあり方なども含め、社会保障を始めとする社会政策を継続的かつ包括的に調査審議するために、内閣総理大臣のもとに新たに恒常的な調査審議機関を設置する必要がある。その際には、旧社会保障制度審議会のように調査審議を行う任務・権限を与えられること、また、制度の直接の影響を受ける当事者の参加を得ることが必要である。

### (5) 労働法におけるコンプライアンスの徹底

労働市場における「下への競争」による悪循環を断ち切り、非人間的な労働条件や労働環境を生み出さないようにするためには、労働市場ルール（労働法）が確実に守られることが必要である。それによって、悲惨な職場をなくせないとしても減らすことはできる。法律が軽視されたり無視されたりすることがないように、法令違反に対して行政

は毅然とした態度をとり、またそれを担保する十分な体制を築く必要がある。

特に、ワーキング・プアおよび共稼ぎ貧困の状況は、労働力減少社会において就労インセンティブを損なう不合理な現象である。それらをなくすためにも、さしあたり最低賃金の順守は厳密に担保されるべきである。日本の最低賃金は諸外国に比べても水準が低いことから、その円滑な引き上げが望まれる。

## <用語解説>

### 子どもの貧困率

17歳以下のすべての子どものうち、等価世帯所得が、社会全体の中央値の50%ないし60%に満たない世帯に属する子どもの割合。

### 市場所得（当初所得）・可処分所得・再分配所得

市場所得（market income）または当初所得は、政府による所得再分配（直接税・社会保障負担を徴収し社会保障の現金給付を支給すること）の以前の所得。雇用者所得、事業者所得、農耕・畜産所得、家内労働所得、利子・配当金、家賃・地代、仕送り、雑収入、企業年金、生命保険金等の合計。可処分所得（disposable income）は、政府による所得再分配以後の所得。再分配所得は可処分所得に社会保障の現物（サービス）給付を加えた所得。

### ジニ係数

不平等度を表す指標のひとつ。ローレンツ曲線の形状から算出され、0（完全平等）から1（完全不平等）の数値で表される。所得の不平等、資産の不平等など、さまざまな不平等を表す指標として汎用できるが、所得不平等度を表す指標として最もよく知られている。

### 所得再分配

政府による家計からの負担の徴収（税と社会保険料負担）および社会保障制度による現金給付（公的年金、児童手当、生活保護など）を合わせて「所得再分配」と言う。「再分配」という場合は、社会保障の現物（サービス）給付を含む。

### 相対的貧困

当該社会においてすべての人が享受することが妥当と考えられている生活水準以下にある状態を指す。国や時代によって妥当と考えられる生活水準が異なるため、相対的貧困基準はその社会ごとに決定される。これに対する概念である絶対的貧困とは、国や時代に関わらない貧困基準であり、通常、肉体的生存が危うくなる生活水準を指す。

### 相対的貧困率

OECD、欧州連合（EU）、多くの先進諸国において用いられているもっとも一般的な相対的貧困の計測方法。世帯ごとに合算した世帯所得を世帯人数で調整した等価世帯所得が、社会全体の中央値の50%ないし60%に満たない世帯に属する人数の割合。

### タックス・ウェッジ

所得税と社会保障の負担から社会保障現金給付を除いたもの。

### 貧困削減率

市場所得レベルの相対的貧困率と可処分所得レベルの数値の差（削減幅）を、市場所得レベルの数値で除した比率。

### 社会的排除の指標

（1）貧困と社会的排除の共通指標（欧州連合）

2001年12月にベルギーのラーケンで開催された欧州理事会が合意した指標（ラーケン指標）は、以下の10項目の第一次指標からなる（第二次指標が8項目）。

- ①低所得率（低所得線未満の低所得者の比率。低所得線は等価可処分所得の中央値の60%）。低所得率は2003年から「貧困リスク（at-risk-of poverty）」率と呼ばれる。
- ②所得分配（等価所得五分位の第1分位の所得にたいする第5分位の所得の比）
- ③低所得の持続度（ある年とそれに先立つ3年間の少なくとも2年について、低所得線未満の世帯に暮らした人の数）
- ④相対的な中位低所得ギャップ（低所得者の所得中央値と低所得線との差の低所得線にたいする比率）
- ⑤地域的な結束度（地域レベルの就業率の変動係数）。この場合の地域は、ユーロスタット（欧州統計）の労働力調査における統計単位第2次（NUTS 2）の地域である。
- ⑥ 長期失業率（12か月以上のILO定義の失業者が労働力人口に占める比率）
- ⑦ 就業者がいない世帯に暮らす0-65歳の人々
- ⑧ 現在教育も訓練も受けていない「早期離学者（early school leavers）」が18-64歳人口に占める比率。早期離学者は国際標準教育分類ISCEDのレベル2（後期中等教育または基礎教育の第2段階）以下の教育達成の者をさすので、最終学歴が中学卒業または高校中退である。
- ⑨ 出生時の期待余命（平均寿命）
- ⑩ 本人が定義する健康状態、所得レベル別

ラーケン指標に対しては、2009年までに以下が追加された。

- a. 学童の国語の読解力
- b. ワーキング・プアのリスク
- c. 物質的剥奪

物質的剥奪率は、つぎの9項目のうち少なくとも3項目を欠く世帯に暮らす人口の割合である。すなわち、その世帯が賄えない項目で、予期しない支出への対応、年間1週間の自宅外での休日、滞納金の支払い（住宅ローン返済ないし家賃、水道・電気・ガスなどの公益財の請求書、分割払い購入）、1日おきに肉・鶏・魚の食事、暖房。さらにその世帯が利用を望むにもかかわらず賄えない項目で、洗濯機、カラーテレビ、電話、自家用車、である。洗濯機以下は、利用を望まないならば、もたないとしても剥奪ではないことになる[39]。

## （2）日本で工夫された社会的排除の指標

阿部彩が中心になって行ってきた「社会生活基本調査」は、ヨーロッパの先行研究にならって、基本的と考えられる8つの次元を設定し、それに関連する約50の項目の欠如にもとづいて（ほしくないという嗜好による場合を除く）、社会的排除を捉えている。8つの次元とは、基本ニーズ（食料・衣類・医療）が充足されない、耐久財などの物質的剥奪、制度からの排除、社会的ネットワークの欠如、不適切な住居、不十分な社会参加、経済的ストレス、等価所得での貧困、である。うち制度からの排除の項目は、選挙の投票

にいかない（関心がない場合を除く）、公的年金制度や医療保険制度に未加入、公共施設・公共サービスを利用できない、ライフライン（電気・ガス・電話）の停止経験である[54]。

### 累進度（progressivity）

税や社会保険料の負担において、平均負担率が所得上昇に応じて高くなること、または特定所得レベルでの限界税率が平均税率より高いことを、累進的という。平均負担率が所得上昇に応じて低くなることを逆進的(regressive)といい、平均負担率が一定ならば比例的(proportional)という。平均税率累進度は税率表上のある点における累進度を測定する基準の1つであり、所得  $Y_0$  の時の税負担（またはタックスウェッジ）を  $T_0$ 、所得  $Y_1$  の時の税負担（またはタックス・ウェッジ）を  $T_1$ （ただし、 $Y_1 > Y_0$ ）とすると、次式で定義される。 $(T_1 / Y_1 - T_0 / Y_0) / (Y_1 - Y_0)$ 。この式の値が正ならば累進的、0 に等しければ比例的、負ならば逆進的となる



## <参考文献>

- [1] 厚生労働省「平成2年所得再分配調査結果」、「平成23年所得再分配調査結果」
- [2] OECD. StatExtracts, <http://stats.oecd.org>
- [3] 厚生労働省(2014)『平成25年国民生活基礎調査 結果の概要』.
- [4] 総務省統計局『国勢調査報告』2010年.
- [5] 西村幸満(2011)「生活保障の不安定化に関する分析—「生活費用の担い手」の動態へのアプローチ—」『季刊社会保障研究』46(4),pp.343-353.
- [6] 国立社会保障・人口問題研究所(2013)『生活と支え合い調査 結果の概要』.
- [7] 内閣府(2014)『絆と社会サービスに関する調査 結果の概要』.
- [8] 中位推計。国立社会保障・人口問題研究所(2012)『日本の将来推計人口(平成24年1月推計)』
- [9] 国立社会保障・人口問題研究所(2014)『日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成25年1月推計)』.
- [10] 国立社会保障・人口問題研究所「日本の世帯数の将来推計(全国推計)(平成20年3月推計)」
- [11] 厚生労働省(2013)『保育所関連状況取りまとめ(平成25年4月1日)』平成25年9月12日報道資料.
- [12] 厚生労働省(2014)『特別養護老人ホームの入所申込者の状況』平成26年3月25日報道資料.
- [13] 総務省「就業構造基本調査」
- [14] 厚生労働省(2010)『平成22年度 高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律に基づく対応状況等に関する調査結果』
- [15] 総務省「平成24年就業構造基本調査結果」
- [16] 駒村康平・四方理人・山田篤裕・田中総一郎(2009)「日本におけるワーキングプア—全国消費実態調査を使った税モデルによる貧困層の推計—」『平成20年度厚生労働省厚生労働科学研究費補助金政策科学推進研究事業総括・分担研究報告書 格差と社会保障の在り方に関する研究』, pp.93-102.
- [17] 阿部彩(2010)「ワーキング・プア対策としての給付つき税額控除」埋橋孝文・連合総研編『社会連帯のセーフティネット〜ディーセントな社会への提言』ミネルヴァ書房, pp.237-262.
- [18] 内閣府共生社会政策統括官(2014)『少子化社会対策白書』.
- [19] 石井加代子・山田篤裕(2007)「貧困の動態分析—KHPSに基づく3年間の動態よびその国際比較」『日本の家計のダイナミズム(III) 経済格差変動の実態・要因・影響』慶應義塾大学出版会, pp.101-129.
- [20] 厚生労働省(2011)『平成22年国民生活基礎調査 結果の概要』.
- [21] 阿部彩(2011)「子ども期の貧困が成人後の生活困難(デプリベーション)に与える影響の分析」『季刊社会保障研究』第46巻4号(2011.3.31)、pp.354-367.
- [22] Oshio, T., S.Sano & M.kobayashi (2010) “Child Poverty as a determinant of Life Outcomes: Evidence from Nationwide Surveys in Japan.” *Social Indicators Research* 99, pp.81-99.
- [23] 近藤克則編(2012)『健康の社会的決定要因：疾患・状態別「健康格差」レビュー』日本公衆衛生協会.
- [24] OECD(2010).*Sickness, Disability and Work: Breaking the Barriers*, OECD.
- [25] OECD(2011).*Sick on the Job? Myths and Realities about Mental Health and Work*, OECD.

- [26] 厚生労働省(2014)「地域福祉計画HP」  
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2002/01/s0128-3.html> 最終アクセス 2014年4月6日
- [27] 安心社会実現会議(2009)「安心と活力の日本へ (安心社会実現会議報告)」、2009年6月15日
- [28] 首相官邸HP <https://www.kantei.go.jp/jp/singi/housetusyakai/> 最終アクセス 2014年4月6日
- [29] OECD (2013) *Taxing Wages 2013*, OECD.
- [30] OECD (2009) *Employment Outlook, Tackling the Jobs Crisis*, OECD.
- [31] OECD (2008) *Growing Unequal? Income Distribution and Poverty in OECD Countries*, OECD: Table 4.7.
- [32] OECD (2009) *Factbook 2009: Economic, Environmental and Social statistics*, OECD: p. 283.
- [33] 駒村康平・山田篤裕・四方理人・田中聡一郎 (2011)「社会移転が相対的貧困率に与える影響」、樋口美雄・宮内環・C. R. McKenzie、慶應義塾大学パネルデータ設計・解析センター編『貧困のダイナミズム 日本の税社会保障・雇用政策と家計行動』慶應義塾大学出版会, pp.81-101.
- [34] 社会的包摂サポートセンター (2013)、『「よりそいホットライン」平成24年度報告書概要版』社会的包摂サポートセンター.
- [35] UNICEF, (2011), Innocenti Report Card 10.
- [36] 阿部彩(2008)『子どもの貧困ー日本の不公平を考える』岩波書店.
- [37] 阿部彩(2011)『子どもの貧困IIー解決策を考える』岩波書店.
- [38] 内閣府男女共同参画会議基本問題・影響調査専門調査会女性と経済WG(2011)『相対的貧困率の推移：2007年から2010年』(第8回資料3)平成23年12月20日.
- [39] 大沢真理(2013)『生活保障のガバナンスージェンダーとお金の流れで読み解くー』有斐閣.
- [40] 井上英夫 (2012)「序章 貧困・格差問題とナショナル・ミニマムの全体構想」日本社会保障法学会編『ナショナルミニマムの再構築』新・講座社会保障法第3巻、法律文化社.
- [41] Ogawa, A. (2009), *The failure of civil society?: The third sector and the state in contemporary Japan*, State University of New York Press, New York.
- [42] 岩手県(2014)『山田町災害復興支援事業等検証委員会報告書』、2014年3月3日
- [43] Ahlstrom, D.(2010), “Innovation and growth: How business contributes to society”, *The Academy of Management Perspectives*, 24(3): 11-24.
- [44] Bleak, J.L.(2005) When for-profit meets nonprofit: Educating through the market. Routledge.
- [45] Suda, Y.(2014), “Changing relationships between nonprofit and for-profit human service organizations under the long-term care system in Japan”, To be published in: *Voluntas*. Currently available online (DOI: 10.1007/s11266-014-9439-0).
- [46] Salamon, M.L.(2010), *Rethinking corporate social engagement*. Kumarian Press.
- [47] Barbetta, G.P., Turati, G. & Zago, A.M. (2007) “Behavioral differences between public and private not-for-profit hospitals in the Italian national health service”, *Health Economics*, 16(1):

75-96.

- [48] Leiter, J. (2005), “ Structural isomorphism in Australian nonprofit organizations”,  
*Voluntas*,16(1):1-31.
- [49] 内閣府(2009)『平成 21 年度年次経済財政報告』
- [50] 内閣府(2010)『平成 22 年度年次経済財政報告』
- [51] 田中幹人・標葉隆馬・丸山紀一郎、(2012)『災害弱者と情報弱者: 3・11 後、何が見過ごされたのか』筑摩選書
- [52] Aldrich, Daniel P. (2012) *Building Resilience, Social Capital in Post-Disaster Recovery*,  
Chicago and London: University of Chicago Press.
- [53] Aldrich, Daniel P. and Yasuyuki Sawada (2014) “The Physical and Social Determinants of  
Mortality in the 3.11 Tsunami”, <http://ssrn.com/abstract=2421779>
- [54] 阿部彩 (2007) 「現代日本の社会的排除の現状」 福原宏幸編『社会的排除／包摂と社会政策 (シリーズ: 新しい社会政策の課題と挑戦第 1 巻)』法律文化社、pp. 129-152

## ＜参考資料 1＞包摂的社会政策に関する多角的検討分科会審議経過

平成 23 年

- 11 月 16 日 日本学術会議幹事会（第 140 回）  
包摂的社会政策に関する多角的検討分科会の委員を決定

平成 25 年

- 11 月 29 日 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会（第 1 回）  
審議事項、役員決定、今後の進め方について

平成 26 年

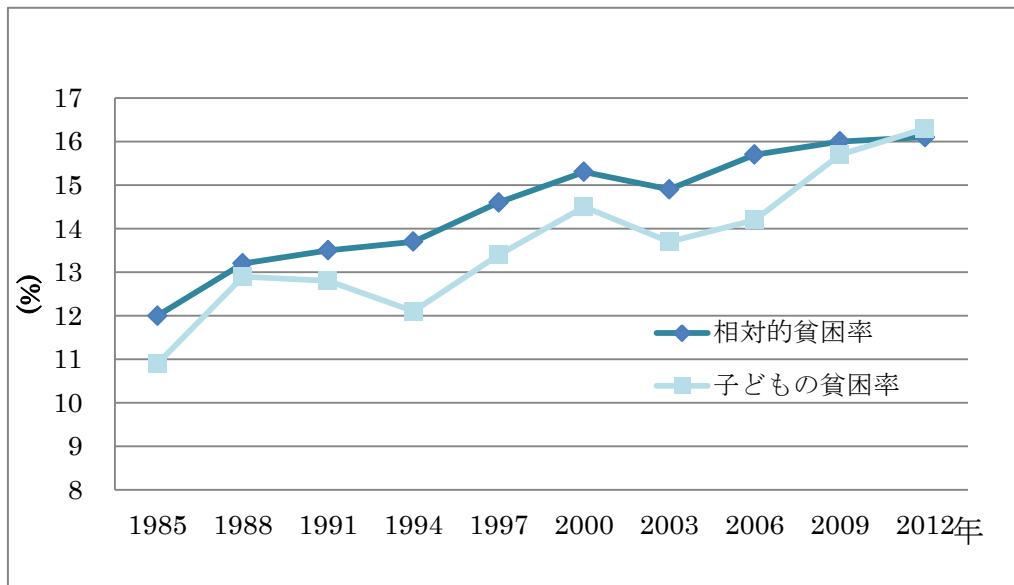
- 3 月 5 日 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会（第 2 回）  
審議事項、提言案について、シンポジウムについて、

- 4 月 1 日 包摂的社会政策に関する多角的検討分科会（第 3 回）  
審議事項、提言案について、シンポジウムについて、  
今後の運営について

- 7 月 25 日 日本学術会議幹事会（第 197 回）  
包摂的社会政策に関する多角的検討分科会提言「社会的包摂：レジリエン  
トな社会のための政策」について承認

<巻末図表>

図1 相対的貧困率の推移：1985－2012



注：1) 1994年の数値は、兵庫県を除いたものである。

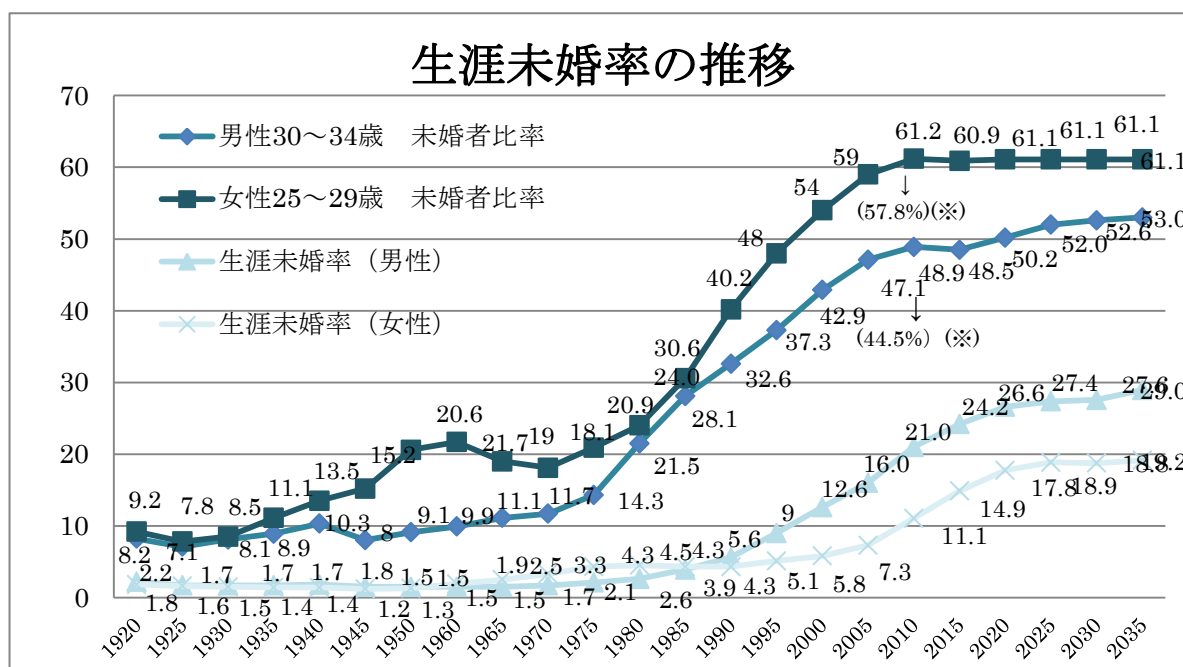
2) 貧困率は、OECDの作成基準（等価世帯所得の中央値の50%未満の世帯に属するものを貧困と定義）に基づいて算出している。

3) 大人とは18歳以上の者、子どもとは17歳以下の者をいう。

4) 等価可処分所得金額不詳の世帯員は除く。

出所：[3]より本分科会で作成

図2 生涯未婚率の推移：1920-2035



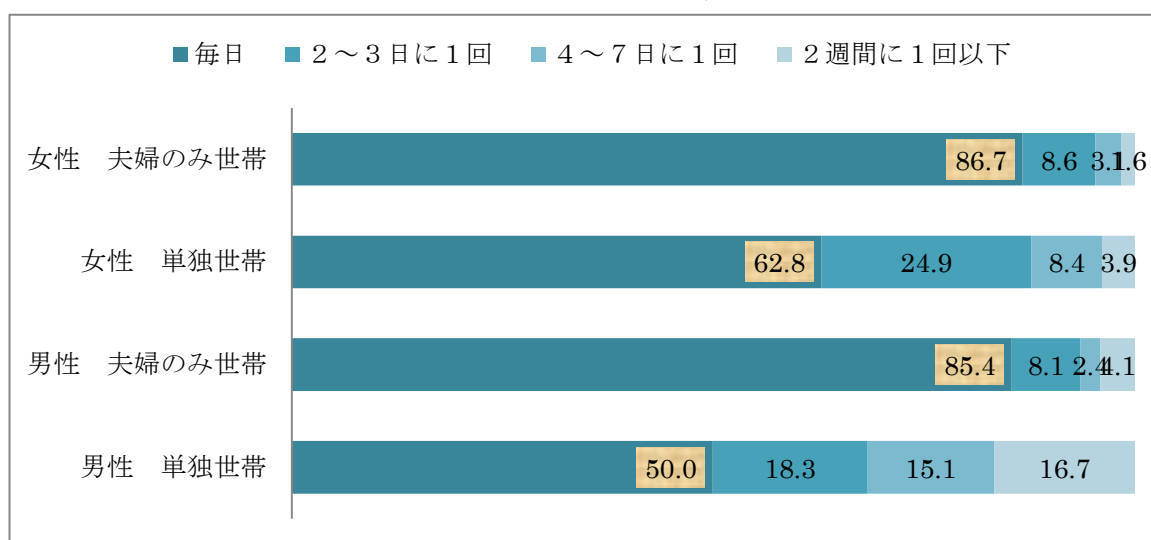
出所：総務省統計局「国勢調査」(平成17年) および[9]、「人口統計資料集(2009年版)」より本分科会作成

注1：男性30~34歳未婚率、女性25~29歳未婚率は2005年までは「国勢調査」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」による。

注2：生涯未婚率は、50歳時点で一度も結婚をしたことのない人の割合であり、2005年までは「人口統計資料集(2009年版)」、2010年以降は「日本の世帯数の将来推計」より45~49歳の未婚率と50~54歳の未婚率の平均。

(※) 平成22年総務省統計局国勢調査抽出速報集計結果

図3 高齢者の会話の頻度：2012



注：1) 「あなたはふだんの程度、人(家族を含みます)とあいさつ程度の会話や世間話をしますか(電話での会話も含みます)」との設問に対する回答。

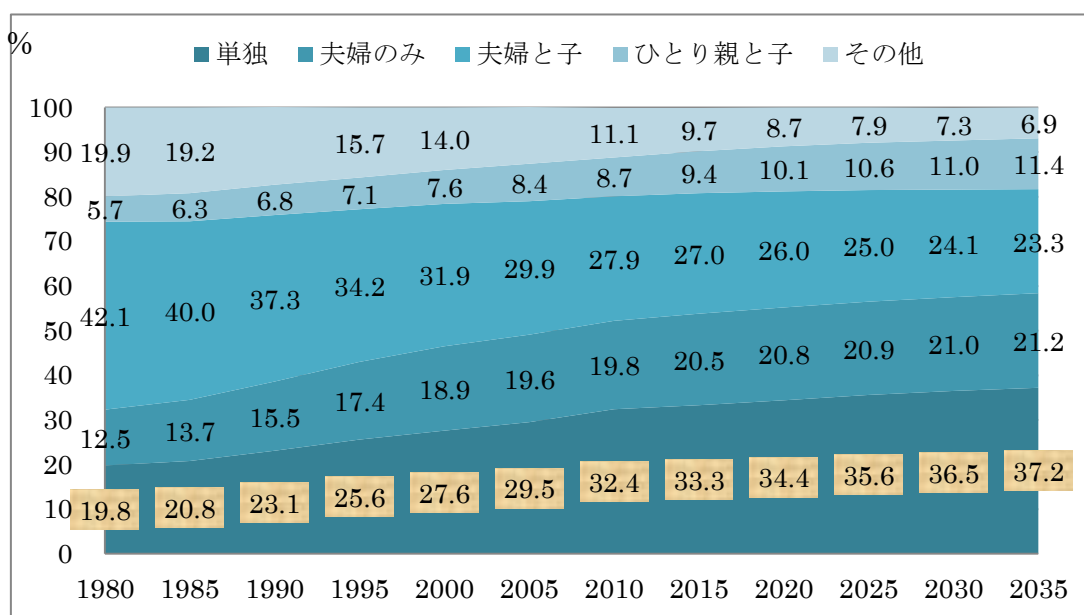
2) 高齢者とは65歳以上の者をいう。

3) 夫婦のみ世帯とは、世帯主とその配偶者のみの世帯をいう。

4) 単独世帯とは、一人暮らしの世帯をいう。

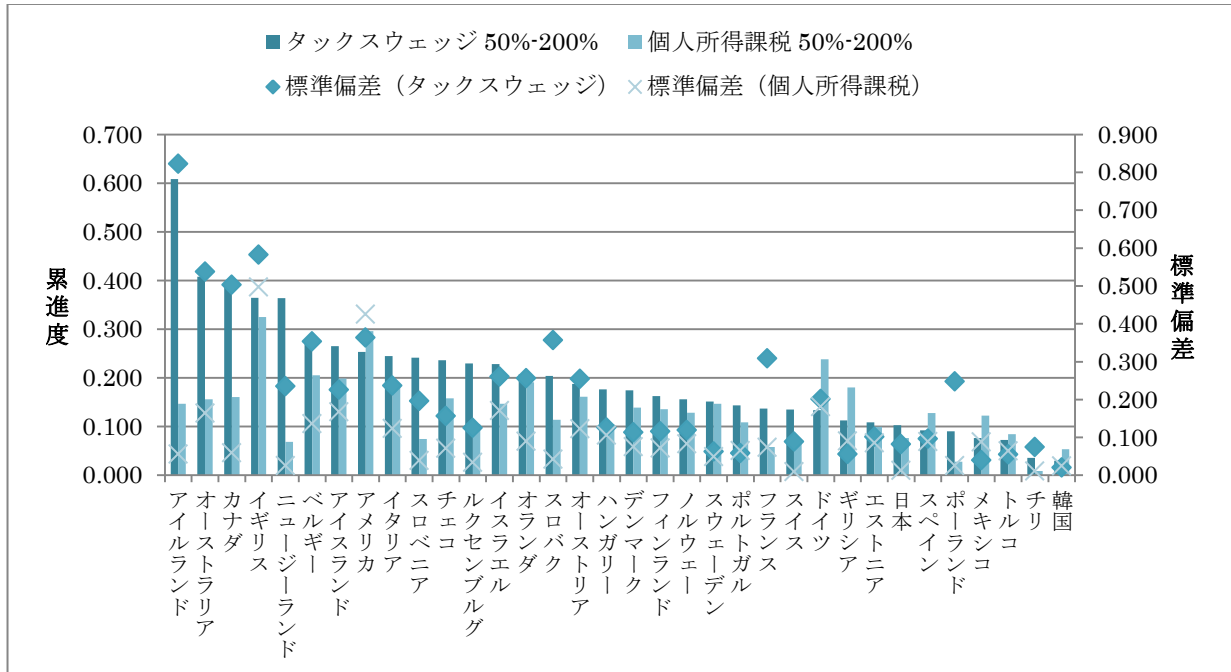
出所：[6]より本分科会で作成。

図4 単独世帯の割合の推計：2010－2035



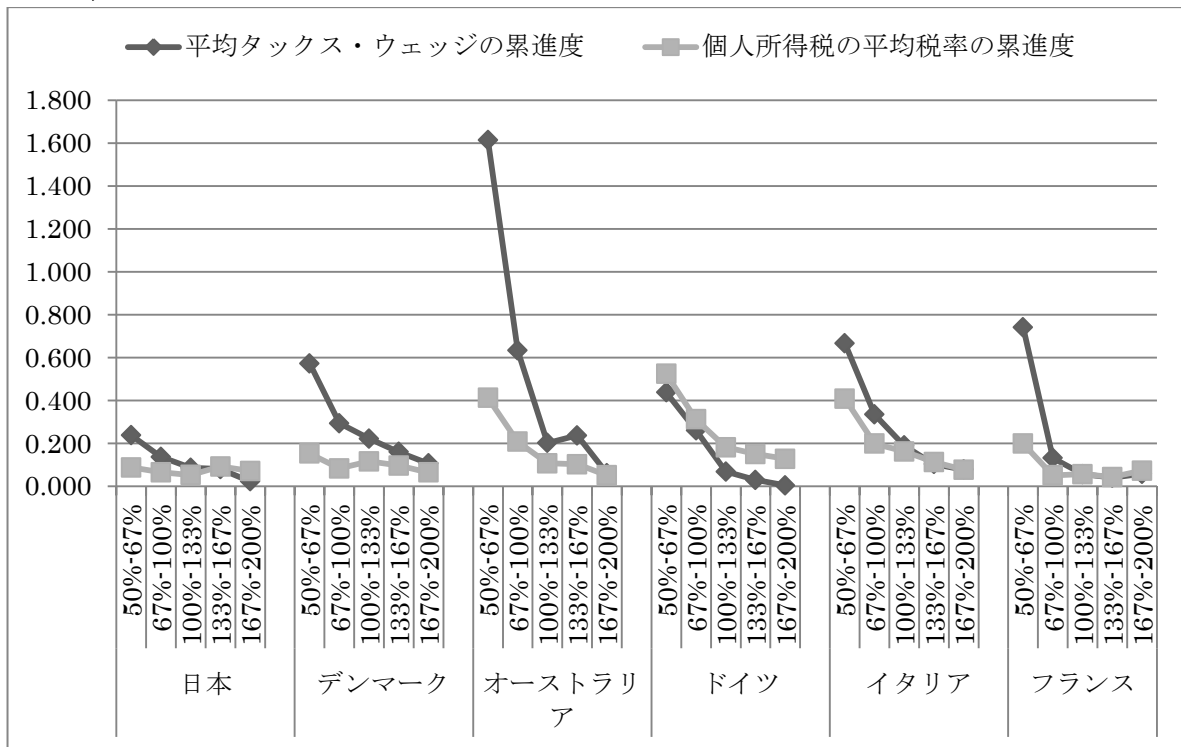
注：2015年からは推計値  
 出所：[9]より本分科会で作成.

図5 総合的な個人所得税平均税率累進度とタックス・ウェッジの平均負担率累進度、および5つの所得間隔を通ずる標準偏差（平均賃金の50%と200%の所得の間の累進度）、片稼ぎカップルと子ども2人の世帯、2011年



出所：[29] Figure S.7 のデータより本分科会で作成

図6 各所得段階の間のタックス・ウェッジの累進度、ひとり親と子ども2人の世帯、2011年



注：所得は平均賃金にたいする比率で表されている。

出所：[29] Figure S.A.2 のデータより本分科会で作成